

指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、令和6年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

1 指定概要

(1) 施設概要

ア 北九州市立総合療育センター

名称：北九州市立総合療育センター
所在地：北九州市小倉南区春ヶ丘10番4号
敷地面積：13,264.67㎡
構造：鉄筋コンクリート造4階建
規模：延床面積 22,393.22㎡

事業内容

- ・児童福祉法に基づく障害児入所支援
- ・児童福祉法に基づく児童発達支援（児童発達支援センター）
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく療養介護、短期入所、生活介護
- ・障害のある子どもの早期診断、治療及び幼児期から成人期にかけてのリハビリテーション等

イ 北九州市立総合療育センター西部分所

名称：北九州市立総合療育センター西部分所
所在地：北九州市八幡西区若葉一丁目8番1号
敷地面積：3,944.13㎡
構造：鉄筋コンクリート造1階建
規模：延床面積 1,874.00㎡

事業内容

- ・児童福祉法に基づく児童発達支援（児童発達支援センター）
- ・障害児等療育支援事業、外来診療等

(2) 指定期間

令和7年4月1日～令和10年3月31日

(3) 指定管理者候補の概要

ア 名称：社会福祉法人北九州市福祉事業団

イ 所在地：北九州市八幡東区中央二丁目1番1号

ウ 主な業務内容：

- ① 第1種社会福祉事業（障害児・者施設や特別養護老人ホーム等の設置経営及び受託経営ほか）
- ② 第2種社会福祉事業（保育所や児童厚生施設の設置経営及び受託経営、各種事業の実施（障害福祉サービス事業、障害児等療育支援事業ほか）
- ③ 公益事業（介護実習・普及センターや障害者体育館施設の設置経営及び受託経営ほか）
- ④ 収益事業（レインボープラザ設置経営及び受託経営ほか）
- ⑤ そのほか、市からの受託事業（介護保険訪問調査事業、障害支援区分認定審査事業ほか）

2 指定の経緯

| | | |
|------|--------|-------------------------------|
| 令和6年 | 5月27日 | 指定管理者検討会の開催（条件付き公募方式採用の妥当性検証） |
| | 9月18日 | 申請受付開始 |
| | 9月24日 | 申請締め切り |
| | 10月10日 | 指定管理者検討会の開催（提案書等審査） |
| | 10月 | 指定管理者候補の決定 |

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者等から構成された指定管理者検討会を開催し、条件付き公募方式採用の妥当性及び申請者から提案された事業計画書等について検討を行いました。

市は、検討会の検討結果を参考に条件付き公募方式の採用を妥当と判断し、指定管理者候補を決定しました。

4 検討会構成員 ※ 五十音順、敬称略

- ・[民間経験者] 伊野 和子（北九州市自閉症協会 事務局長）
- ・[学識経験者] 門田 光司（久留米大学 教授）
- ・[財務有識者] 島田 守（島田守公認会計士事務所 代表）
- ・[学識経験者] 村上 里絵（西南女学院大学 短期大学部 特任教授）
- ・[医療関係者] 渡辺 恭子（北九州市医師会 理事）

5 条件付き公募方式採用について

(1) 条件付き公募方式採用の視点

- ア 施設の設置経緯や高度な公益性、業務内容等から、特定の団体（外郭団体）と密接に関連している施設（政策支援）
- イ 施設の管理運営上の経緯や特殊性等から団体が特定される施設
- ウ 以下のすべてに該当すると認められる施設

- 利用者との継続的な信頼関係が「とくに」必要である施設
- 人材について、高度な専門性が「とくに」必要である施設
- 人材の育成に長期間が「とくに」必要である施設

以上の視点を踏まえて検討した結果、北九州市立総合療育センター及び同西部分所の指定管理者の選定については、条件付き公募方式を導入することとしました。

(別紙1「条件付き公募とする理由」のとおり)

(2) 条件付き公募方式採用の妥当性検証

| | 構成員 | | | | |
|-----|-----|---|---|---|---|
| | A | B | C | D | E |
| 妥当性 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |

(3) 検討会における主な意見

- ・ 専門性や長年の経験、両施設の一括管理も含めて、条件付き公募は、「妥当性有り」と考える。
- ・ 条件付き公募以外の方法は考えられず、「妥当性有り」と考える。
- ・ 総合療育センター及び同西部分所を一括運営する指定管理者を募集するのは妥当性があると思う。また、安定の観点からも「条件付き公募」方式の採用が適していると思われる。
- ・ 高い専門性・特殊性を持つ人材を確保・育成していくために、これまでの経験が豊富な現法人が継続して運営するという観点からも、「条件付き公募」の妥当性はあると判断できる。
- ・ 総合療育センターは、全国に先駆けて発足され、現法人が長く運営管理をしてきており、その高度な専門性及び持続性、実績評価を鑑み、「妥当性有り」と考える。

6 選定基準

| 選定基準 | 選定のポイント |
|--------------------------------|---|
| 1 指定管理者としての適性 | |
| (1) 施設の管理運営(指定管理業務)に対する理念、基本方針 | ○市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営(指定管理業務)に対する理念や基本方針を持っているか。 |
| (2) 安定的な人的基盤や財政基盤 | ○長期間安定的な管理運営(指定管理業務)を行っていただくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。 |
| (3) 実績や経験など | ○同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。 ○施設の管理運営(指定管理業務)に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。 |

| 選定基準 | 選定のポイント |
|------------------------|---|
| 2 管理運営計画の適確性 | |
| 【有効性】 | |
| (1) 施設の設置目的の達成に向けた取り組み | <ul style="list-style-type: none"> ○施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。 ○施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。 ○複数の施設を一括して管理する場合、施設間の有機的な連携が図られる提案があるか。 ○施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。 ○利用者の障害特性等に応じた適正なサービス提供計画（個人計画）の作成等についての提案があるか。（生活能力の向上、社会性の向上、身体機能の維持・向上、自立支援など） ○利用者の家族支援（障害者を介護する保護者等）についての基本的な考え方や具体的な取組み等の提案があるか。 |
| (2) 利用者の満足向上 | <ul style="list-style-type: none"> ○利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。 ○利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。 ○利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。 ○利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。 ○利用者のニーズ等に沿った取り組み（社会参加や生きがいづくりなど）が考えられているか。 ○その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。 |
| 【効率性】 | |
| (3) 指定管理料及び収入 | <ul style="list-style-type: none"> ○指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。 ○収入が最大限確保される提案であるか。 ○市に対して収益の一部を納付する提案があるか。 |
| (4) 収支計画の妥当性及び実現可能性 | <ul style="list-style-type: none"> ○収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。 ○経費の配分は適切であるか。 ○積算根拠は明確であるか。 ○再委託が適切な水準で行われているか。 |
| 【適正性】 | |
| (5) 管理運営体制など | <ul style="list-style-type: none"> ○施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。 ○施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。 ○施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。 ○職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。 ○地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。 |
| (6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など | <ul style="list-style-type: none"> ○施設の利用者の個人情報保護するための対策が十分に考えられているか。 ○施設の利用者に対する人権が尊重され、また、身体拘束及び虐待等の防止策が十分に考えられているか。 ○利用者の選定が公平で適切に行われるよう配慮されているか。 ○日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。 ○衛生管理及び感染症防止への対応策が十分に考えられているか。 ○防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分に考えられているか。 |

| 選定基準 | | 選定のポイント |
|------|--------------|--|
| | (7)社会貢献・地域貢献 | <社会貢献の視点> ○高齢者や障害者等の雇用促進が考えられているか。 ○労働環境の向上への取り組みが考えられているか。 ○SDGsの達成や環境への配慮に関する取り組みが考えられているか。 <地域貢献の視点> ○地域活動や地域交流などの取り組みが考えられているか。 ○地域団体や市内事業者などと連携した取り組みが考えられているか。 ○市民の雇用拡大に資する配慮が考えられているか。 |

7 審査結果

(1) 適 否

| 団体名 | 選定基準 (=審査項目) 及びポイント | 構成員 | | | | |
|-----------------------------|---------------------|-----|---|---|---|---|
| | | A | B | C | D | E |
| 社会福祉 法人 北九州市 福祉事業団 | 1 指定管理者としての適性 | | | | | |
| | (1) 管理運営の理念、基本方針 | | | | | |
| | (2) 人的・財政基盤 | 適 | 適 | 適 | 適 | 適 |
| | (3) 実績・経験 | | | | | |
| | 2 管理運営計画の適確性 | | | | | |
| | 【有効性】 | | | | | |
| | (1) 設置目的の達成への取り組み | 適 | 適 | 適 | 適 | 適 |
| | (2) 利用者の満足度向上 | | | | | |
| | 【効率性】 | | | | | |
| | (3) 指定管理料及び収入 | 適 | 適 | 適 | 適 | 適 |
| | (4) 収支計画の妥当性及び実現可能性 | | | | | |
| | 【適正性】 | | | | | |
| | (5) 管理運営体制 | 適 | 適 | 適 | 適 | 適 |
| | (6) 平等利用等 | | | | | |
| (7) 社会貢献・地域貢献 | | | | | | |

(2) 検討会における主な意見

【指定管理者としての適性】

- ・ 長年の施設管理の経験により、障害児（者）に対する施設の設置目的や性格を十分に理解して管理運営されている。
- ・ 福祉専門職・医療専門職を多数有しており、人的資源の有効利用を積極的に行っている。
- ・ 過去5年以上毎年純資産額が80億円以上であり、短期資金においても流動比率が毎期200%以上であり問題はないと判断する。
- ・ 施設の機能や専門性を十分に理解して、最大限に活用し、外来・入所・入院・通園等、障害児（者）及びその家族のニーズに応じた障害福祉サービスを提供している。

- ・ 専門職集団としての施設の管理運営におけるこれまでの実績はゆるぎないものである。

【管理運営計画の適確性】

- ・ 診断を受けた利用者の障害特性に応じたサービスの提案や各種機関につなげていくことにより、利用者やその家族の不安を軽減すると思うので、今後もそのような支援や取組みを続けていただけるように願う。
- ・ 施設の管理責任者・管理体制が明確に示されており、施設の管理運営にあたる人員配置・国家資格を有する職種・配置数・経験年数も適正であると考ええる。
- ・ 申請団体の提案は、開設当初からの管理運営を行っている実績に基づき、実現可能性が高いと考えられる。
- ・ 地域の住民や関係団体との連携や協働は、このまま継続して欲しいと思う。
- ・ 利用者の意見を把握し、それを反映するためのシステムも整っている。

8 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、社会福祉法人北九州市福祉事業団を指定管理者候補に選定しました。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

(2) 市における主な選定理由

- ・ 当該法人は、長年にわたり、障害児・障害者施設ほか数多くの社会福祉施設の管理運営を担ってきた実績がある。障害福祉に関する専門的知識や経験、ノウハウを有している。総合療育センター及び同西部分所についても、昭和53年及び平成28年の開設当初から円滑に管理運営を行ってきた実績がある。
- ・ 総合療育センターに指定管理者制度を導入した平成18年度からは、同施設の指定管理者として施設の管理運営を行っている。施設の設置目的等について十分に理解しており、施設の管理運営に対する強い意欲が感じられる。
- ・ 法人全体で、福祉専門職、医療専門職等を数多く有しており、さらに将来の人材育成についても積極的に取り組む姿勢がある。
- ・ 当該法人は、十分な基本財産を有しており、財政基盤は安定している。また、経費削減についても一定の取組みがなされており、収支差の改善に向けた意欲について評価できる。
- ・ 利用者や家族のニーズに基づく個別支援計画の策定、社会参加の推進、苦情対応、情報提供など、利用者及び保護者の満足度の向上に関しても、現状と課題を踏まえた様々な提案がなされており、十分な成果を上げることが期待できる。

9 提案額

- (1) 北九州市立総合療育センター
423,700千円(令和7年度～9年度の各年度)
- (2) 北九州市立総合療育センター西部分所
103,300千円(令和7年度～9年度の各年度)

条件付き公募とする理由

総合療育センター及び同西部分所は、北九州地域における障害児（者）に対する療育・医療を行う中核施設である。入所部門では、重度障害児が長期にわたって利用しているため、24時間体制でのケアが必要となり、通所部門では、療育場面だけでなく日常生活全般に加え、今後の進路等についても保護者からの相談に応じることが求められる。このため、「利用者との継続的な信頼関係がとくに必要である施設」と言える。

また、総合療育センター及び同西部分所は、入所・入院機能、外来機能、通園事業、相談支援事業等、医療・福祉の複合的な機能を持ち合わせた施設であり、重度障害児を支援するスタッフは、医師をはじめ、専門性・特殊性がとくに高い人材が必要とされる。このため、「人材について、高度な専門性がとくに必要である施設」と言える。

更に、現在のスタッフ人数は約300人に及び、かつその職種も多岐にわたっている。重複障害児や長期濃厚医療が必要な重症心身障害児への対応、重度肢体不自由児への支援など、スタッフは多様な障害像に継続的に対応する必要があるため、その人材育成にもとくに多くの時間を要している。このため、「人材の育成に長時間がとくに必要である施設」とも言える。

社会福祉法人北九州市福祉事業団は、北九州市内において長年にわたり障害児（者）の入所・通所施設を複数運営しており、障害福祉に関する専門的知識や経験、ノウハウを有している。総合療育センター及び同西部分所についても、設置当初より管理運営を行っており、信頼と実績を積み重ねている。

以上を踏まえ、総合療育センター及び同西部分所の指定管理者の選定は、「条件付き公募」方式の採用が適していると考えられる。